

北海道医師会 会員 各位

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う道の取扱いについて

医療保険部

今般、新型コロナウイルス核酸検出の保険適用につきまして、北海道保健福祉部より下記の通知文書が発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、裏面に記載のとおり、北海道における保険適用の取扱いが示されておりますので、ご高覧の上、ご承知置きいただきたくお願い申し上げます。

地保第4367号
令和2年(2020年)3月23日

一般社団法人北海道医師会
会長 長瀬 清 様

北海道保健福祉部長 橋本 彰人

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う道の取扱いについて

保健福祉行政の推進につきましては、日ごろより格別な御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス核酸検出の保険適用については、令和2年3月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」及び同日発出の「地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について」により、その取扱いが示されているところですが、一部の医療機関において、保険適用の考え方について、理解が十分ではないと思われる事例が見受けられました。

道における取扱いについては、別紙のとおりとしていますので、貴会会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

地域保健課感染症・特定疾患グループ
徳田・佐藤 TEL011-231-4111内線38-047

医療機関用

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う道の取扱いについて

3月6日より保険適用されることとなった標記検査について、道では、次のとおり取り扱うこととしております。

1 対象医療機関

- 感染症指定医療機関
- 感染症患者の入院を受け入れている医療機関
- 帰国者・接触者外来を有する医療機関

外来診療体制においては、当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関においてPCR検査を実施すること（3月4日付け厚労省通知）

2 保険適用に当たっての取扱い

- 新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査でなければ、診断を確定できないことから、道では、上記対象医療機関のうち、検査実施の意向のある医療機関と順次、委託契約を結ぶ予定です。
- 委託契約は、感染者の発生動向も踏まえつつ、①自病院での検査が可能な医療機関、②民間検査機関への検査依頼が可能な医療機関、の順に段階的な実施を予定しています。
- 道立衛生研究所は、行政検査を優先して実施していますので、保険適用医療機関からの検査機関としての受託は行いません。
- 上記対象医療機関以外で、保険適用を検討している医療機関は、①帰国者・接触者外来としての診療、②検査体制の確保（民間検査機関等との契約締結など）をお願いすることとなります。

上記取扱でご不明な点は、最寄りの保健所又は、
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（011-231-4111 内線38-047）
まで、お問い合わせください。（担当：徳田、佐藤） 38-053